平成２６年度

ベンチャー・ビジネス支援プログラム募集要領

平成 ２６年１０月

国立大学法人大分大学

**－平成２６年度ベンチャー・ビジネス支援プログラム募集要領－**

**【目的】**

学長のリーダーシップのもと、大分大学は「地域活性化の中核的拠点」を目指し、改革を推進している。その一環として、本学において起業を目指し、新産業を創出する優れた研究プロジェクトを推進しようとする若手研究者等を支援する。

**【支援対象となる研究プロジェクト】**

・社会、地域、産業等に貢献できる可能性をもつ優れた研究プロジェクト

・新産業創造の種となる可能性をもつ優れた研究プロジェクト

**【申請者の要件】**

　①　本学に在籍する教育職員、技術職員または博士後期課程大学院生

②　平成２７年３月３１日現在で３９歳以下の者。ただし、複数の本学研究者等で組織する研究プロ

ジェクトの場合は、研究代表者が前記年齢要件を満たすこと。

**【申請額】**

　　１件につき５００万円を上限とする。（研究プロジェクト予定期間が平成２６、２７年度の２年間を予定している場合は、それぞれの年度で５００万円を上限とする。ただし、２７年度については国の予算が確定していないため減額することがある。）

**【申請時の提出書類】**

①　平成２６年度ベンチャー・ビジネス支援プログラム申請書

　　②　申請プロジェクトに関する学術論文等、または行っている事業に関する資料(様式自由)

※必要に応じ追加資料の提出または申請内容に対する説明を求めることがある。

**【申請時の留意事項】**

　　①　本事業の事業期間は、平成２６、２７年度の２年間である。２年度にわたる研究プロジェクト期間を予定している場合は、申請書に２年分の研究プロジェクト計画及び必要とする経費を記載すること。

　　②　本年度配分する経費は、平成２６年度予算であるため翌年度へ繰り越して使用することはできない。よって、設備備品を購入する必要がある場合は、平成２６年度内で終了する研究プロジェクトについては平成２７年１月末までに納品を受け、研究プロジェクトを開始すること。また平成２７年度まで研究プロジェクトを継続する場合でも、平成２６年度内に納品を完了し、使用を開始すること。いずれの場合も、取扱い業者に前記要件を満たすことが可能であることを確認し、申請すること。

　　③　平成２６年度末までに事業の実績を報告すること。なお、　平成２７年度まで継続する研究プロジェクトについては、実績報告に基づき、研究プロジェクトの進捗状況、成果等を評価し、平成２７年度分の経費の配分を決定する。そのため、評価内容によって配分経費の減額あるいは事業の廃止を行うことがある。

　　④　博士後期課程大学院生が研究代表者として申請する場合は、必ず指導教員等が研究に参加すること。

**【提出部数】**

　　1部　紙媒体と電子データを提出すること

**【提出期限・提出先及び問い合わせ先】**

　　提出期限　平成２６年１１月２８日（金）　１６：００まで

　　提 出 先　産学官連携推進機構事務室

　　　　　　　内線:7981 E-mail:oitau-ico@oita-u.ac.jp

**【審査】**

①　審査委員会により審査を行い、最終決定は学長が行う。

②　研究プロジェクトは、プロジェクトの目的、性格に関し、本学の戦略に即して重要なものにつき重点的に選定する。知財関連の教育システム開発等も含むものとする。

③　研究プロジェクトの選定に当たっては、プロジェクトの目的の明確さ、独創性、産業界及び当該

学問分野への貢献度、新産業の開拓や起業への発展可能性等を考慮する。また、当該研究者等の従

来の研究成果も参考にする。なお、この際、新任や若手教員については配慮を行う。

注意：審査委員会には外部審査員が含まれる場合もある。

**【申請できない経費】**

事業の遂行に必要な経費であっても、以下の経費は申請することができない。

①　建物等施設の建設及び改修、不動産取得に関する経費

　　ただし、本事業により購入した設備備品の据付費（軽微なもの）については申請することができ

る。

②　事業に参画するものの人件費・謝金

　　申請者、分担者として事業に参画する者の人件費・謝金は申請することができない。

③　支援者等に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（申請

　者又は分担者との間に雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナスその他の各種手当）

　ただし、労働者派遣事業から支援者等の派遣を受けるための経費は申請することができる。

④　懸賞金（金券を含む）

⑤　事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費

⑥　その他当該事業の実施に関係のない経費

**【採択後の申請者等の責務】**

 事業経費の配分を受けた申請者は、事業の実施及び配分された経費の執行に当たって、以下の条件を

守らなければならない。

　①　研究プロジェクト代表者として実質的に事業を推進する。

　②　申請者は、事業遂行上のマネジメント、成果の公表等、事業の推進全般についての責任を持たな

　　ければならない。

　③　経費の執行及び管理

　　　配分を受けた経費の執行及び管理にあたっては以下の点に留意すること。

　　ア　本経費は、平成２６年度事業予算であるため、翌年度へ繰り越して使用することはできない。

　　イ　申請者は、必要に応じ配分された経費の一部を、分担者に使用させることができる。

ただし、この場合申請者は、事業全体の責任者として分担者の使用状況について定期的に報告

を求めるなど、経費の趣旨に違反することにならないよう十分注意するとともに、経費全体の適

切かつ円滑な執行及び管理が行われるよう努めなければならない。

　なお、学外の分担者に分担金を配分することはできない。

ウ　申請者及び経費の一部を使用する分担者は、経費の執行状況を常に把握するとともに、経費の

使用に当たっては本学の契約及び支払いに関する諸規程に従い、公正かつ効率的な経費の使用に

努めなければならない。

エ　申請時の執行計画を配分額に応じて変更することは差し支えないが、申請時と異なる新たな費

目を設けることは原則できない。

　　ただし、配分額の査定状況に応じ、新たな費目を設けなければ事業の遂行に支障があると考え

られる場合は、予め申し出ること。

④　取得財産の管理

　　本経費により取得した研究設備等の財産の所有権は、本学に帰属する。（申請者及び分担者には

帰属しない。）

　　したがって、申請者及び分担者は、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理するととも

に、当該財産を処分する必要が生じた場合には、必ず事前に学長の承認を受けなればならない。

　また、当該財産を処分したことによって得られた収入は、全て本学に帰属する。

⑤　知的財産権の帰属

　　本経費により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベース

に係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）の取扱いは、職務発明規程により原則的

に本学に帰属する。

⑥　知的財産等の実施等による補償

　　本学が継承した成果の実用化、成果の他への供与等により収益が得られた場合、本学の規程に基

づき、当該発明又は知的財産権に係る発明等をした職員等に対して補償金を支払う。

⑦　成果等の報告及び発表

　　本経費により得られた成果について、申請者は研究成果報告書（様式は後日通知する）を平成２６年度末までに産学官連携推進機構事務室へ提出しなければならない。

　　また、本経費により得られた成果に係る論文等を投稿する場合は、「大分大学ベンチャー・ビジ

ネス支援プログラムの支援を受けた」旨を明記すること。

　なお、優れた取組事例を広く一般に紹介するため、必要に応じ成果報告会等を実施する。